

令和元年6月27日現在

機関番号：16201

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K13207

研究課題名(和文) 不祥事を起こした学生に対する教育・研究機関としての大学の在り方

研究課題名(英文) An ideal way for universities as educational and research institutions to deal with students prosecuted for misconduct.

研究代表者

高倉 良一 (TAKAKURA, RYOICHI)

香川大学・教育学部・教授

研究者番号：80197079

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：当初の研究計画で予定していた学生の不祥事全般に関する国立大学法人の懲戒処分の実態調査は極めて困難であることが判明した。

そこで、研究計画を変更し、試験等に関する学生の不正行為に関する大学の対応に焦点を絞り、アンケート調査を実施した。国立大学法人83大学の中40大学から、不正行為に関する懲戒規則と不正行為防止のための施策に関する資料を入手することができた。その結果、研究・教育機関である大学で、不正行為を行った学生に対して、どのような対応をすべきかを検討するための基礎となる資料一覧を作成することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国立大学法人に所属する学生が、試験等で不正行為を行なった場合、各大学がどのような対応をしているかに関する調査は、日本で初めてものではないと思われる。高等教育機関である大学で、どのような観点から学生を育成するかを考える上での資料と思われる。

研究成果の概要(英文)：The original research plan was to investigate what kind of disciplinary actions are being taken regarding students belonging to national universities who were prosecuted for misconduct.

However, this investigation proved to be extremely problematic. Therefore, we decided to investigate universities' responses to students cheating in exams. We conducted a questionnaire survey by posted mail to 83 national universities. Out of the universities that received the questionnaire, 40 universities responded. We summarized the responses from these universities, and prepared a list of materials that we propose could be a basis for universities, as institution of higher education, to consider when dealing with students who have committed misconducts, such as cheating in exams.

研究分野：法律学

キーワード：大学教育 不正行為 不祥事 カンニング 懲戒処分 高等教育

## 1. 研究開始当初の背景

近年、従来の常識では考えられないような学生の不祥事が多発している。大変残念なことであるが、研究代表者の所属する大学でも、強姦致傷罪や強盗罪の容疑で採捕・起訴される学生が相次いでいる。

このような不祥事が起きると、大学当局は記者会見を開き、当該学生を退学などの懲戒処分にした事実を公表するとともに、再発防止策を講じることを表明することが通例のようである。

ところが、学生の不祥事に関する大学の対処策は、未成年者の健全育成という少年法の理念に即した対応となっているかが疑問に思われる。

そこで、高等教育機関としての大学に相応しい対応策を考えるための基礎となる資料を収集しようと考えた。

## 2. 研究の目的

本研究は、高等教育機関である大学が、不祥事を起こした学生に対して、どのような対応を行っているかに関する調査を実施し、大学に相応しい対処法を検討するための基礎的な資料を作成することを目的としている。本来ならば、日本の全大学を調査対象とすることが求められる。しかし、実際には困難であると思われる。

そこで、私立大学に関しては、インターネットを活用して入手できる資料の収集に留める。国立大学法人に関しては、アンケート調査を実施して、不祥事を起こした学生に関する対応策の資料を収集し、研究・教育機関として、どのような対応をなすべきかに関する基礎的な資料を作成する。

研究期間中に、当初の研究目的である学生の不祥事全般に関する調査は、極めて困難であることが判明した。そこで、研究期間の延長を申請し、試験等に関する学生の不正行為に焦点を絞った研究とすることにした。

## 3. 研究の方法

(1) 大学教育、少年非行、犯罪被害者学に関する研究文献の収集を行なった。

(2) インターネット上で利用可能な各種のデータ・ベースを利用して、大学生の不祥事に関する情報を収集する。特に、集団強姦、強制わいせつ、児童買春、強盗、窃盗、大麻取締法違反、飲酒強要による死亡事故が、マスメディアで、どのように報じられたかに力点を置いて情報を収集した。

(3) 当初の計画では、学生の不祥事全般に関する国立大学法人の対応の実態調査を行う予定であった。しかしながら、上述のように、不祥事を起こした学生に関する調査を実施することは極めて困難であることが判明した。そこで、研究計画を変更し、試験等に関する学生の不正行為に関する大学の対応に焦点を絞り、アンケート調査を実施した。

## 4. 研究成果

(1) 大学教育、少年非行、犯罪被害者学に関する研究文献の収集を行なった。

特に、大学教育に関しては、国立大学法人に移行して以来、今日に至るまでに刊行された文献を購入することができた。

研究計画を変更し、学生の不正行為に焦点を絞った結果、不正行為に関する処分が争われた裁判に関する資料を入手した。

(2) 国立大学法人に対して、不正行為を行なった学生に関する対応について、郵送による調査を実施した。調査項目の内容は、以下の通りである。

学生に関する懲戒規則。

学生が試験等で不正行為(いわゆるカンニング)を行なった場合の処分に関する規則。上記とに関して、学部毎に異なる規則が定められている場合は、各学部の規則全部。

学生の試験等での不正行為を防止するための施策(例えば、入学時のガイダンス等で、不正行為に関する注意を実施)を講じられている場合には、その内容に関する資料。

可能であれば、国立大学法人に移行して以来現在に至るまでの間に、学生が不正行為を行なった際の処分内容に関する資料。

(3) アンケート調査結果の概要

調査を依頼した国立大学法人 83 校の中から、40 大学から資料を入手することができた。資料送付に応じた大学と、回答がなかった大学の内訳は以下のとおりである。

地区方面	アンケートに回答した大学	アンケートに応じなかった大学
北海道地方	北海道大学、帯広畜産大学、北見工業大学、弘前大学	北海道教育学部、室蘭工業大学、小樽商科大学、旭川医科大学
東北地方	福島大学	岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学
関東地方	筑波技術大学、群馬大学、千葉大学、東京学芸大学、東京芸術大学、政策研究院大学、横浜国立大学	茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、埼玉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外語大学、東京農工大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学
中部地方	山梨大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、岐阜大学、静岡大学、愛知教育大学、名古屋工業大学	信州大学、金沢大学、福井大学、浜松医科大学、名古屋大学、豊橋技術科学大学、三重大学
近畿地方	京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、滋賀大学、奈良教育大学、奈良女子大学	京都大学、京都教育大学、滋賀医科大学、兵庫教育大学、神戸大学、和歌山大学
中国地方	広島大学、山口大学	鳥取大学、島根大学、岡山大学
四国地方	徳島大学、高知大学、香川大学	鳴門教育大学、愛媛大学
九州・沖縄地方	福岡教育大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿屋体育大学、琉球大学	九州大学、九州工業大学、鹿児島大学

アンケート項目5「可能であれば、国立大学法人に移行して以来現在に至るまでの間に、学生が不正行為を行なった際の処分内容に関する資料」に関して、回答がなかったのは、アンケート調査に協力した40大学の中で、25大学である。

大学生に対する懲戒処分の実態に関する資料を提供できないとの回答を明記した大学は、北海道大学、帯広畜産大学、北見工業大学、弘前大学、千葉大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、静岡大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、徳島大学、香川大学の12大学である。

「平成27年度までさかのぼって調べたところ、全員、停学処分となっています」との回答があったのは、熊本大学のみである。

「試験等における不正行為で処分を行なった事案はない」との回答をした大学は、上越教育大学、奈良教育大学の2大学である。

上記の調査結果は、研究・教育機関としての大学が、不正行為を行なった学生に対する対応策を検討する上での基礎的な資料となるのではないと思われる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)